

株式等取扱規則

(2019年4月10日改正)

株式会社東芝

株式会社東芝 株式等取扱規則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 当社の株式、株主の権利行使に関する取扱いは、株式会社証券保管振替機構（以下機構という。）及び株主が振替口座を開設している証券会社等の口座管理機関（特別口座管理機関を含む。以下証券会社等という。）が定めるところによるほか、定款第 1 1 条の規定に基づき本規則の定めるところによる。

(株主名簿管理人)

第 2 条 当社の株主名簿管理人及び同事務取扱場所は、次のとおりとする。

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号

三井住友信託銀行株式会社

同事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

第 2 章 株主名簿への記録等

(株主名簿への記録)

第 3 条 株主名簿記載事項の変更は、総株主通知等機構からの通知（社債、株式等の振替に関する法律（以下振替法という。）第 1 5 4 条第 3 項に規定された通知（以下個別株主通知という。）を除く。）により行う。

2. 前項のほか、新株式発行その他法令に定める場合は、株主名簿記載事項の変更を行う。

株主名簿への記録は、機構が定める統一文字集合に含まれる文字により行われるものとする。

(株主名簿記載事項等に係る届出)

第 4 条 株主及び登録株式質権者（以下、株主等という。）は、その氏名又は名称、住所等機構の定める総株主通知の対象事項を、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出なければならない。変更があった場合も同様とする。

(法人株主の代表者の届出)

第 5 条 法人である株主等は、前条のほか、その代表者 1 名の資格及び氏名を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出なければならない。変更があった場合も同様とする。

(共有株主の代表者の届出)

第 6 条 株式を共有する株主は、第 4 条のほか、その代表者 1 名を定め、共有株主の代表者の氏名又は名称及び住所を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出なければならない。変更があった場合も同様とする。

(外国居住株主等の常任代理人又は仮住所の届出)

第 7 条 外国に居住する株主等又はそれらの法定代理人は、第 4 条のほか、日本国内に常任代理人又は諸通知等を受けべき仮住所を定め、常任代理人の氏名若しくは名称及び住所又は諸通知等を受けべき仮住所を、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出なければならない。変更又は解除があった場合も同様とする。

(法定代理人の届出)

第 8 条 法定代理人は、その氏名又は名称及び住所を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出なければならない。変更又は解除があった場合も同様とする。

(機構経由の確認方法)

第 9 条 株主からの届出が証券会社等及び機構を通じて提出された場合は、株主本人からの届出とみなす。

第 3 章 株主確認

(株主確認)

第 1 0 条 株主（個別株主通知がなされた者を含む。以下同じ。）が請求その他株主権行使（以下請求等という。）をする場合、当該請求等が本人からなされたことを証するもの（以下証明資料等という。）を添付し、又は提供しなければならない。ただし、当会社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りではない。

2. 株主からの請求等が、証券会社等及び機構を通じてなされた場合は、株主本人からの請求等とみなし、証明資料等は要さない。
3. 代理人により請求等をする場合は、前 2 項の手続のほか、株主が署名又は記名押印をした委任状を添付しなければならない。
4. 代理人についても第 1 項及び第 2 項を準用する。

(情報提供請求)

第 1 0 条の 2 当会社は、次に掲げる場合、機構又は証券会社等に対し、当会社の株式が記録されている口座の情報の提供の請求をすることができるものとする。

- (1) 株主の同意があるとき
- (2) 株主と自称する者が株主であるかどうかを確認するために必要があるとき。
- (3) 株主が株主権の行使要件を満たしているかどうかを確認するために必要があるとき。
- (4) 当会社が、法令等に基づき、株主に関する情報を、公表し、又は官公署若しくは証券取引所（金融商品取引所）に提供するために必要があるとき。
- (5) 上場廃止、免許取消しその他当会社又は株主に損害をもたらす恐れのある事態が生ずるのを避けるために必要があるとき。
- (6) 株主の株式の取得、譲渡若しくは処分の状況、又は株主の株式の保有状況を確認する必要があるとき。

第 4 章 株主権行使の手続

(少数株主権等)

第 1 1 条 振替法第 1 4 7 条第 4 項に規定された少数株主権等を行行使するときは、第 5 章及び第 6 章に定める請求を除き、記名押印した書面により個別株主通知の受付票を添付して行わなければならない。

2. 株主提案の請求に係る提案の理由の字数が 4 0 0 字を超える場合には、当会社の取締役は株主総会参考書類にその概要を記載することができる。

第 5 章 単元未満株式の買取り

(買取請求の方法)

第 1 2 条 単元未満株式の買取りを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて行わなければならない。

(買取価格の決定)

第 1 3 条 買取請求株式の買取単価は、買取請求が株主名簿管理人の事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないとき又はその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2. 買取請求株式の買取価格は、前項の買取単価に買取請求株式数を乗じた額とする。

(買取代金の支払)

第 1 4 条 当会社は、前条の買取価格から株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途当会社が定める

金額を差引いた額を、別途定めた場合を除き、買取価格が決定した日の翌営業日から起算して4営業日目に、買取請求を受けた場所において買取請求者に支払う。ただし、買取価格が剰余金の配当又は株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに買取代金を支払う。

2. 買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込又はゆうちょ銀行現金払いによる買取代金の支払いを請求することができる。

(買取株式の移転)

第15条 買取請求株式は、買取代金の支払い又は支払手続を完了した日に当会社の振替口座に振替える。

第6章 単元未満株式の買増し

(買増請求の方法)

第16条 単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて行う。

(自己株式の残高を超える買増請求)

第17条 同一日になされた買増請求の合計株式数が、当会社の保有する譲渡すべき自己株式数を超えているときは、その日における全ての買増請求は、その効力を生じない。

(買増請求の効力発生日)

第18条 買増請求の効力は、買増請求が株主名簿管理人の事務取扱場所に到達した日に生じる。

(買増請求の受付停止期間)

第19条 当社は、毎年3月31日から起算して10営業日前から3月31日までの間及び9月30日から起算して10営業日前から9月30日までの間、買増請求の受付を停止する。

2. 前項にかかわらず、当社が必要と認めるときは、別に買増請求の受付停止期間を設けることができる。

(買増価格の決定)

第20条 買増請求株式の買増単価は、買増請求の効力発生日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないとき又はその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2. 買増請求株式の買増価格は、前項の買増単価に買増請求株式数を乗じた額とする。

(買増株式の移転)

第21条 買増請求を受けた自己株式は、機構の定めるところにより、買増請求者が証券会社等を通じて、買増代金として買増価格に株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途当社が定める金額が所定の銀行預金口座に振込まれた日の翌営業日に、買増請求者の振替口座へ振替える。

第7章 特別口座の特例

(特別口座の特例)

第22条 特別口座の開設を受けた株主の本人確認その他特別口座に係る取扱いについては、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによる。

附 則

1. 本規則の改正は、法務部担当執行役の決定による。
2. 本規則は、2012年4月1日から実施する。

以上

(2015年7月30日法務部担当執行役決定)

株式等取扱規則第14条第1項に基づく金額（単元未満株式の買取請求に伴う手数料）及び第21条（単元未満株式の買増請求に伴う手数料）は、以下の算式により1単元当りの金額を算定し、これを買取り又は買増しをした単元未満株式の数で按分した金額とする。

(算式)

株式等取扱規則第13条第1項に定める買取単価又は第20条第1項に定める買増単価に1単元の株式数を乗じた合計金額のうち

100万円以下の金額につき	1.15%
100万円を超え500万円以下の金額につき	0.9%
500万円を超え1,000万円以下の金額につき	0.7%
1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき	0.575%
3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき	0.3753%

（円未満の端数を生じた場合には切り捨てる。）

ただし、1単元当りの算定金額が2,500円に満たない場合には、2,500円とする。

以上